

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
の翌日

目 次

- ◇ 示 字の区域の変更
- 自衛官の募集
- 青少年に有害な図書類の指定
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良法による換地処分
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 建築基準法による道路の位置の指定
- 河川区域の変更
- 廃川敷地の生成
- ◇ 公 砂利採取業務主任者試験の実施
- ◇ 正 誤 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則中訂正

告 示

鳥取県告示第六百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による向原地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十六年五月一日現在の地番による。）
豊房字上ノ原	豊房字上ノ原のうち三七の二の一部、三七の三の一部、三九の一部、四〇の一、四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに豊房字中上ノ原五〇の二の一部、五〇の二の一部、五四の二の一部、六六から六八までの一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
豊房字中上ノ原	豊房字中上ノ原のうち五〇の二の一部、五〇の二の一部、五四の二の一部、六六から六八までの一部、七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、豊房字上ノ原三

豊房字西上ノ原 区域	七の二の一部、三七の三の一部、三九の一部、四〇の一、四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに豊房字西上ノ原九三の三四及び九三の三五 豊房字西上ノ原のうち九三の三四及び九三の三五以外の区域
---------------	--

鳥取県告示第六百三十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十七年度第二次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 採用する自衛官
- 二等陸士、二等海士及び二等空士
- 二 募集期間

昭和五十七年七月一日から同年九月三十日まで。ただし、女子については、昭和五十七年九月二十日から十月十六日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和五十七年十月二十日
四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月

2 女子については、昭和五十八年三月

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験
エ 適性検査

鳥取県告示第六百三十七号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により世来する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 健 三

指定番号	種 別	図 書		発行記号等	類 別	表示された発行所名
		題 号	号			
576	雑誌その他 の刊行物	本番 男と女	なめまわし	CE- モ1	フリヤ書房	
577	"	少女 花	漫戯	CE- モ2	朝アリス出版	
578	"	少女 白書	生理性交 第二回第八号	SH-8	トライビジョン	
579	"	Alice SPECIAL	観いてみたい 挿入ごっこ	AS-7	朝アリス出版	
580	"	悦 花	少女SMの決定版	JNMA 071	花神社	
581	"	肉 屋		K7-26	オ리지ナル企画	
582	"	Electra エレクトラ		-	朝エントピア	
583	"	HOT ホット		-	オレソジ出版	

584	"	キャロルガール		-	オレソジ出版	
585	"	聖子 SEIKO	美少女クラフ	-	朝ダイヤ出版	
586	"	NIGHT LOVE VOL.8	挿入隣内射精 射精 第7巻第8号	NL8	朝アッパル社	
587	"	淫 夢		Im-7	海鳴書房	
588	"	読者企画参加 夢精遊戯増刊 第2巻9号通巻12号	夢一処女 処女臭気	MZ8	朝アッパル社	
589	"	ガールハンター	N48	GH-8	海鳴書房	
590	"	淫蕪女隣り EKOS UP VOL.8 第5巻第8号通巻57号	エロスアッパル八号	EP-8	アッパル社	
591	"	女情報 お茶ノ水一性のカルチエラダン		OJ-8	土曜出版社	
592	"	ガール & ガール GIRL & GIRL	局部熱写 Vol.62	G-8	朝アリス出版	
593	"	快楽実話告白人 愛の性交術	Love & セックス	ZD-7	朝土曜出版新社	
594	"	NEAT な少女		-	朝松書房	
595	"	本 番 い		CF- ユ9	チャイナハウス	
596	"	フェラチオ療法 紫陽花		CE- モ3	D0企画	
597	"	挿入願望		CE- モ0	編集発行人 ラングダ S.S CLIN TED BY ALICE CO.,LTD	
598	"	性器いじり 陰核	ザ・SEX	CF- モ4	アリス出版	

599	"	少女マンガ 夢語り	CF-モ5	チャイナハウス
600	"	下半身結合 少女衆体	CF-モ7	テリス出版
601	"	日返め	JNMA 011	株式会社 藤枝桃書房
602	"	暴走遊戯 肉体が染まる時	B1-U5	プランニング プレス
603	"	悶絶性交 トルコ遊び	NN7	テッパル社
604	"	SCREEN 少女性液吸淫	SK-7	トライビジョン 第六巻第七号
605	"	祭情期 少女	CE-モ8	テリス出版
606	"	ギヤルトピア 陰部の疼き	TP-8	株式会社 藤土曜出版社 Vol. 8
607	"	女子高生 美弄々	CE-モ5	D0企画
608	"	④性医学解剖全集 コロンクター5	CO-7	海鳴書房 1982 月刊コロンクター
609	"	女子便所 いじくり犯す	CE-モ3	D0企画
610	"	ギヤルズレポ セクシーギヤルのおの一瞬	GR-7	BUNNY
611	"	くい込む	303535	グリーン企画
612	"	秘めごと GALIS 2	303614	グリーン企画 販売
613	"	My heart EUKOPA	-	-
614	"	秘写タナー 秘写タナー 姐妹の性器	HT-7	トライビジョン 第6巻第7号

615	"	教室の世技 快感接触	G1-U1	大東出版
-----	---	---------------	-------	------

鳥取県告示第六百三十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示す。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の氏名	建物の名称	建物の所在地
福井英紀	ハウジングブランド いない倉吉中央店	倉吉市駄経寺町字松ヶ坪二一六一

鳥取県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 井中 正男 東伯郡大栄町大字六尾三三四

昭和五十七年六月三日退任

鳥取県告示第六百四十号

昭和五十七年五月十四日付けで溝口町から申請のあつた間地地区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十七年六月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、大山町から同町が行う土地改良事業に係る向原地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十二号

日野郡溝口町二部三九五番地二部入会林野整備組合長山下薫から申請のあつた二部入会林野整備計画については、昭和五十七年五月二十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

二部入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年六月三十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁業の区分
泊加入区	しいらっつけ漁業

鳥取県告示第六百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市立加茂公民館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市両三柳字深池妻神西地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第六百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十七年六月二十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。
昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
岩美郡岩美町大字白地五二〇 岡 本 尚 知	岩美郡岩美町大字浦 富字外池田一一一一	幅員 六・〇、八・二 延長 三四・七
岩美郡岩美町大字白地五〇六 橋 本 重 男	一四、一一一一一一	
岩美郡岩美町大字白地五三九 山 本 恭 治	七、一一一一一一八、	
岩美郡岩美町大字白地二九	一一一一一一九及び	
田 中 幸 夫	一一一一二〇並び	
鳥取市富安一丁目一四〇	一一一一二一及び	
山 本 敏 博	一一一一二一三の 各一部	

鳥取県告示第六百四十六号

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり変更するので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「次のとおり」は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百四十七号

河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十七年六月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川阿弥陀川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十七年六月二十九日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町所子字押平道ノ下七七七地先から同字七九四地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九、九九八・六八平方メートル

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、昭和57年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和57年 6月29日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	午前10時から正午まで
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河山工学に関する事項を含む。）	

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和57年 7月30日（金）
 (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県庁第二庁舎 5階 第22会議室

3 受験手続

次の書類を住所地在を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和57年7月1日（木）から同月14日（水）まで

6 受験願書を提出した者には受験票を交付する。

正 誤

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則（昭和五十五年九月鳥取県規則第四十九号）中次の箇所を誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 議 五

二 上 三 第二十三号 第五十三号